

# 居宅介護に係る報酬・基準について 《論点等》

# 前回（第9回検討チーム）の議論における主な意見について

- 現実として、事業所のほとんどが介護保険と兼ねてやっているという実態があるので、介護との議論は避けられないと思う。
- 一方で、障害の特殊性がある。家事援助について、知的障害者や精神障害者には、社会適応訓練的な支援がされており、介護保険の訪問介護との違いとしてあるのではないか。
- 報酬を下げた結果、人材確保が困難になり、障害の独自の部分が担保されなくならないよう配慮が必要ではないか。
- 居宅という密室でのトラブルとかが起こっている実態もあるので、報酬を切り下げることによって、質の低下に繋がる懸念があることは、慎重に検討していくべきではないか。

# 居宅介護に係る報酬・基準について

## 居宅介護に係る論点

論点1 居宅介護事業所と同一建物等居住者にサービスを提供する場合の報酬について

論点2 居宅介護職員初任者研修課程修了者がサービス提供責任者となることの取り扱いについて

# 【論点1】 居宅介護事業所と同一建物等居住者にサービスを提供する場合の報酬について

## 現状・課題

- 第11回障害福祉サービス等報酬改定検討チームでは、居宅介護事業所と同一建物等居住者にサービスを提供する場合の報酬について、以下の論点を提示した。
  - ・ 居宅介護職員初任者研修課程修了者がサービス提供責任者となることができる取り扱いの見直しや、居宅介護事業所と同一建物の利用者にサービスを提供した場合等の減算について、訪問介護の検討状況を踏まえ検討してはどうか。
- 訪問介護では、以下に該当する場合に10%減算とされている。
  - ① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(以下「有料老人ホーム等」という。)に限る)に居住する者
  - ② 上記以外の範囲に所在する建物(有料老人ホーム等に限る)に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
- 第149回介護保険給付費分科会では、訪問介護事業所と同一建物等に居住する者にサービス提供する場合の報酬の減算について、
  - ・ 訪問介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅(以下「有料老人ホーム等」という。)以外の建物も対象としてはどうか
  - ・ 訪問介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり10人以上(有料老人ホーム等の場合)又は20人以上(その他の建物の場合)の減算幅を見直してはどうかなどが議論された。

## 論 点

- 居宅介護事業所と同一建物等に居住する者への報酬の在り方についてどう考えるか。
- 訪問介護における同一建物等居住者にサービスを提供する場合の減算の仕組みを参考として、居宅介護における減算の仕組みを検討してはどうか。

## 論点2

- 訪問介護のサービス提供については、以下に該当する場合に10%減算とされているが、建物の範囲等を見直してはどうか。
  - ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（以下「有料老人ホーム等」という。）に限る）に居住する者
  - ②上記以外の範囲に所在する建物（有料老人ホーム等に限る）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

## 対応案

- ①について、有料老人ホーム等以外の建物も対象としてはどうか。
  - ②についても、有料老人ホーム等以外の建物も対象としてはどうか。なお、その際、当該建物に居住する利用者の人数については、有料老人ホーム等は1月あたり「10人以上」、その他の建物は1月あたり「20人以上」としてはどうか。
  - また①について、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり10人以上（有料老人ホーム等の場合）又は20人以上（その他の建物の場合）の場合は、減算幅を見直してはどうか。
- ※ 訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護も同様としてはどうか。

# 集合住宅におけるサービス提供の場合の報酬

## 【現行】

	減算等の内容	算定要件	備考
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、 <u>軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る</u> )に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	—

## 【見直し案】

	減算等の内容	算定要件	備考
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	①・②10%減算 ③〇〇%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 (③に該当する場合を除く。) ②上記以外の範囲に所在する建物に居住する者のうち、次に該当する者 ・ <u>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に居住する利用者の人数が1月あたり10人以上の場合</u> ・ <u>一般集合住宅に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合</u> ③事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者のうち次に該当するもの ・ <u>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に居住する利用者の人数が1月あたり10人以上の場合</u> ・ <u>一般集合住宅に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合</u>	—

## 【論点2】 居宅介護職員初任者研修課程修了者がサービス提供責任者となることの取り扱いについて

### 現状・課題

- 第11回障害福祉サービス等報酬改定検討チームでは、居宅介護職員初任者研修課程修了者がサービス提供責任者となることの取り扱いについて、以下の論点を提示した。
  - ・ 居宅介護職員初任者研修課程修了者がサービス提供責任者となることができる取り扱いの見直しや、居宅介護事業所と同一建物の利用者にサービスを提供した場合等の減算について、訪問介護の検討状況を踏まえ検討してはどうか。
- 第149回介護保険給付費分科会では、介護職員初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者を任用要件としていることについて、
  - ・ サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止してはどうか。ただし、現に従事している者については1年間の経過措置を設けることとしてはどうか。などが議論された。
- 居宅介護職員初任者研修課程修了者がサービス提供責任者となっている者の割合は、平成27年度10月時点においてサービス提供責任者の3.4%であり、訪問介護において介護職員初任者研修課程修了者がサービス提供責任者となっている割合(3.8%)と同等である。

### 論 点

- 居宅介護職員初任者研修課程修了者がサービス提供責任者となることの取り扱いについてどう考えるか。
- 当該取り扱いについては廃止に向けて検討するとし、居宅介護事業所は、訪問介護事業所と比べ、1事業所当たりの従事者数が少ないことから、これまでの訪問介護における段階的な対応(報酬の減算)も参考として検討してはどうか。

## 論点3

- サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者については平成24年度改定及び平成27年度改定で減算が拡大されてきた経緯を踏まえ、任用要件を見直してはどうか。
- 訪問介護事業所の適切なサービス提供を促進するため、サービス提供責任者の役割を強化してはどうか。

## 対応案

- ① サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止してはどうか。ただし、現に従事している者については1年間の経過措置を設けることとしてはどうか。  
※ 初任者研修課程修了者又は旧2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても、上記に合わせて、平成30年度は現に従事している者に限定し、平成31年度以降は廃止することとしてはどうか。
- ② また、訪問介護の現場での利用者の口腔管理や服薬管理の状態等に係る気付きをサービス提供責任者からケアマネジャー等のサービス関係者に情報共有することについて、サービスの質の確保にも資するものであることから、明確化してはどうか。
- ③ 訪問介護の所要時間については、実際の提供時間ではなく、標準的な時間を基準としてケアプランが作成される。一方で、標準時間と実際の提供時間が著しく乖離している場合には、実際の提供時間に応じた時間にプランを見直すべきであることから、サービス提供責任者は、提供時間を記録するとともに、著しくプラン上の標準時間と乖離している場合にはケアマネジャーに連絡し、ケアマネジャーは必要に応じたプランの見直しをすることを明確化してはどうか。
- ④ 集合住宅におけるサービス提供の適正化を求める声が多いことを踏まえ、サービス提供責任者は、居宅介護支援事業所のケアマネジャー（セルフケアプランの場合には当該被保険者）に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化してはどうか。



# サービス提供責任者の保有資格

介護福祉士のみ保有者	ホームヘルパー1級のみ保有者	ホームヘルパー2級のみ保有者	複数の資格保有者	無回答	計
60.2%	4.3%	3.4%	29.7%	2.4%	100.0%

※ 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査(抽出調査平成27年10月時点)。

# 従事者数の状況

	事業所数	従事者数 (常勤換算)	事業所当たり 従事者数
居宅介護	22,943箇所	99,935人	4.4人
訪問介護	28,038箇所	217,253人	7.7人

※ 居宅介護については、平成28年社会福祉施設等調査(平成28年10月時点)

※ 訪問介護については、平成28年介護サービス施設・事業所調査(平成28年10月時点)